

# 公益社団法人静岡県鍼灸師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、公益社団法人静岡県鍼灸師会（英文名「The Shizuoka Acupuncture and Moxibustion Association, a Public Interest Assistance Corporation (SAMAPIAC)」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県浜松市南区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、鍼灸学術の振興及び医学的研究を通じて、公衆衛生の向上並びに高齢者及び勤労者の福祉の増進を図り、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (2) 鍼灸学術の普及啓蒙に関する事業
- (3) 鍼灸師の資質の向上に関する事業
- (4) 鍼灸の施術を通じて国民の健康の向上に寄与する事業
- (5) 鍼灸保険制度の普及に関する事業
- (6) 高齢者への身体機能向上を目的とする事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となったものをもって構成する。

2 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 はり師又はきゆう師（以下「鍼灸師」という。）であって、静岡県内に住居を有するもの又は静岡県内の事業所に勤務するもの

- (2) 法人会員 学校法人及び法人格を有する鍼灸院(鍼灸師)が鍼灸師を従業員として雇用する代表者
- (3) 準会員 卒後3年又は勤務鍼灸師として施術所に在籍する経営者及び院長以外のもの
- (4) 移行会員 準会員が正会員に移行するもの
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同した法人又は団体のうち、会員総会(以下「総会」という。)において承認を受けたもの

3 前項の会員のうち正会員・法人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(入会金・会費等)

第7条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、総会の定めるところにより、入会金、会費及び負担金(以下「入会金等」という。)を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員は入会金及び負担金の納入を要しないこととする。

3 第1項の入会金等の使途については、総会の決議を経て、別に定める。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議(以下「特別決議」という。)に基づき、除名することができる。この場合において、当該正会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序を乱したとき。
- (3) 総会の決議事項に違反したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

- (3) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 法人又は団体が解散（倒産）したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第12条 本会の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 事業の全部譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第17条及び第19条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合においては、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会の決議を経て別に定める。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 副会長及び常任理事並びにその他の理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 監事のうち、1 名を会員以外の者とすることができる。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議により正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常任理事及び業務執行理事である理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、常任理事及び業務執行理事である理事は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、常任理事及び業務執行理事である理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会における特別決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(役員取引の制限)

第30条 理事が、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 前2項に定める事項以外のことについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(役員責任の免除又は限定)

第31条 本会は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部監事の一般社団・財団法人法第115条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、そ

の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長等)

第 32 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、理事会からの諮問に応え、適宜意見を具申する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
- (2) 会長、副会長、常任理事及び業務執行理事である理事の選定及び解職
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 入会金等の基準及び金額の決定
- (5) 前 2 号のほか、本会の業務執行の決定

(開催等)

第 35 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 4 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 36 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に基づく、理事会の招集の請求があった場合には、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

## 第7章 部会、委員会及び協議会

(部会、委員会及び協議会)

第44条 本会の事業を推進するために必要があると認められるときは、理事会の決議を経て、部会、委員会及び協議会を設置することができる。

## 第8章 財産及び会計

(資金の管理及び運用)

第45条 本会の資金の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類は、総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の財産目録等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の財産目録等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第 50 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程による。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、第 54 条の規定を除き、総会の特別決議を経て、変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更について、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項に定める事項以外の変更を行った場合は、変更後遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 52 条 本会は、総会における特別決議により、一般社団・財団法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項に該当する場合は、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本会は、総会における特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 55 条 本会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第 11 章 雑 則

(委 任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、木内 実とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成 30 年 5 月 13 日 第 3 章 会員第 5 条 2 法人会員、準会員、移行会員を追記する
- 5 令和元年 31 年 5 月 19 日 第 5 章 (2) 監事 2 名から 2 名以内。副会長を 3 名から 2 名へ変更  
第 6 章 2 定期理事会 2 回開催から 4 回開催へ変更する。
- 6 令和 3 年 5 月 30 日 第 1 章 第 2 条 主たる事務所を浜松市西区から浜松市南区へ変更する。

令和 年 月 日

以上は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の定款に相違ない。

静岡県浜松市南区安松町 30 番地の 1  
公益社団法人静岡県鍼灸師会  
代表理事 大橋 教 正